

預金保険法第80条に基づく業務
及び財産等に関する報告書

平成14年1月9日

小樽商工信用組合

金融整理管財人

I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

1. はじめに

当組合は、平成13年7月6日、預金保険法第74条第5項に基づき、「その財産をもって債務を完済することができない」状況にある旨金融庁長官に対し申出ました。これを受け、同日、同法第74条第1項第2号に基づき、「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を金融庁長官より受けました。預金保険法第80条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき調査を行いましたので以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成13年7月6日に選任されてから直ちに開始いたしました。が、時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないかと思われる事項もあります。

しかしながら、預金保険法第83条に基づく旧経営陣の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査を続行しており、これらにつきましても、後日、より明らかにできるものと考えております。

2. 経営破綻の原因

(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、昭和28年5月13日、樺太引揚の方々を中心となり、中小企業者・勤労者など組合員の相互扶助を目的として設立されました。営業地域については小樽市のほか後志支庁管内、札幌市並びに石狩市とし、店舗は小樽市に本店、その他支店（小樽市内6店舗・札幌市内2店舗・余市町1店舗・岩内町1店舗・倶知安町1店舗）計12店舗で営業しております。

経営理念であります相互扶助に基づき、組合員である中小零細企業への資金の円滑化、並びに一般個人客への金融サービス機能提供機関として地元に着し、地域経済発展のため事業展開を図ってまいりました。平成13年3月末における預金は444億円、貸出金は366億円となっております。

(2) 経営破綻に至った経緯

バブル期に建設業、不動産業を中心に積極的な資金提供等の業容拡大を図ってまいりましたが、バブル崩壊以降景気の低迷等によって特に大口の貸出先が不良債権化したことと、有価証券等の資産運用体制の不備で不良資産の増加を招き、平成13年3月期決算において不良債権に対する貸倒引当金等34億円を計上したことにより、52億円の当期損失、組合員勘定△46億円と大幅な債務超過となるとともに、金外信で10億円の含み損を抱えることとなりました。

こうした状況の中にあって、当組合では自主再建を断念し、破綻公表をするに至り

ました。

(3) 破綻に至った要因

上記のとおりバブル期において預貸金の拡大を図る中で当組合は、有価証券運用に走った結果、バブル崩壊後、平成9年3月期で有価証券（株式・転換社債・金銭信託・投資信託）の含み損が20億円となり、9年3月に金外信22億円、9年4月に外国証券（ステップダウン債）30億円を購入し、意図的に損失を回避した処理がなされており、平成12年7月実施の財務局検査において有価証券等に係る不適切な会計処理と指摘され、ステップダウン債は収益先取り型で財務諸表を歪めているため、13年3月期に7億円の損失処理を行いました。また、与信業務においては、特定大口先への信用集中が行われ、融資審査内容も債務者の実態把握、資金使途、担保条件等の検討過程で不明・不十分な点が多く見られることや、内部牽制機能の形骸化から貸出金の管理・回収も十分といえず、不良資産は増加を辿り、資産運用面での効率的な経営施策が実現できなかったことが破綻に至った主たる要因と考えます。

3. 管理を命ずる処分までの状況

(1) 資本の状況

当信用組合は平成11年3月期決算において、大幅な貸倒引当金の引当額を計上したことにより、13億円の当期損失決算となり、自己資本比率は2.11%に低下しました。

上記の結果、平成11年6月11日北海道知事より、銀行法第26条第1項の規定に基づく「早期是正措置命令」を受け、平成11年7月12日に自己資本充実策を織り込んだ経営改善計画を提出いたしました。

(2) 自己資本回復の断念

当組合は、平成12年3月期に於いて5億円の出資金の増額等、経営改善計画書に基づき、努力してまいりましたが、財務局検査により指摘された自己査定甘さ、償却引当不足によるほか、景気低迷による貸出資産の不良債権化により、平成13年3月期において52億円の当期損失を計上し、自己資本比率は△19.31%に低下しました。

また、当組合の経営に対する信用不安による預金の流失が始まりました。

この様な状況を踏まえ、地元自治体も含めた関係先へ増資要請も進めましたが、地域経済が厳しい状況にある中で、多額の支援は極めて困難であり、これに代わる債務超過を解消するに有効な経営改善方策もなく、当組合の財産をもって債務を完済することができないと判断いたし、平成13年7月6日、預金保険法第74条第5項に基づく申出を行うにいたりました。

Ⅱ. 業務及び財産の状況について

1. 与信業務

当組合の与信業務については、主要営業地域である小樽市の小売業およびサービス業を含む中小零細企業者や個人への融資が多くを占めております。

<残高推移> 店舗数：12店

(単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金 残高	37,252	100.00	37,281	100.00	37,258	100.00	36,631	100.00	42,927	100.0
うち中小 企業	26,197	70.32	27,137	72.79	27,573	74.01	28,433	77.62	29,059	67.7
うち個人	10,714	28.76	9,921	26.61	9,479	25.44	8,005	21.85	13,325	31.0
うちその 他	341	0.92	222	0.60	205	0.55	192	0.53	543	1.3

※「その他」には、地方公共団体が含まれる。

2. 預金業務

当組合の預金業務については、主として訪問・集金活動により中小企業主やその家族、従業員等の個人預金が多くを占めております。

<預金残高推移> 店舗数：12店

(単位：百万円、%)

	11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	48,588	100.00	45,084	100.00	44,424	100.00	65,732	100.0
うち個人預金	35,349	72.75	33,034	73.27	32,381	72.89	52,367	79.7
うち法人預金	8,586	17.67	9,526	21.13	10,401	23.42	11,118	16.9
うちその他	4,653	9.58	2,524	5.60	1,640	3.69	2,241	3.4

※「その他」には公金預金、金融機関預金が含まれる。

3. 投資等業務

(1) 投資有価証券

投資有価証券につきましては、外国証券と金銭の信託主体の運用を行ってまいりましたが、破綻公表後、資金繰り対策として売り切りを行い、残高は大幅に減少しました。

<投資有価証券残高推移>

(単位：百万円)

	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末	平成13年3月末 の評価損益
投資有価証券	3,757	3,668	3,442	22
国債・地方債	471	514	419	26
社債	24	10	10	0
株式	0	0	12	△3
その他	3,259	3,143	3,000	0
貸付有価証券	—	—	—	—

(2) 商品有価証券

当信用組合は、商品有価証券は保有しておりません。

(3) 金銭の信託

<金外信ほか残高推移>

(単位：百万円)

	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末	平成13年3月末 の評価損益
金外信託	2,200	2,200	2,200	△1,054

4. 固定資産等の状況

保有固定資産（事業用不動産、所有不動産）の状況は以下のとおりです。

今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は順次売却する方針といたします。

<固定資産の状況> 平成13年3月31日現在 (単位：百万円)

	土 地				建 物		
	件数	簿 価 取得価格	評価額	含み損益	件数	簿 価 取得価格	簿 価 償却後
事業用不動産	17	590	542	△48	18	255	285
内店舗	11	533	484	△49	11	190	209
内社宅・寮・ 倉庫等	6	57	58	1	7	65	76
所有不動産	4	44	68	22	2	12	12

5. 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況> (単位：百万円、%)

区 分	12年3月期		13年3月期		業界平均(13年3月期)	
	貸出金 残 高	貸出金 に占め る割合	貸出金 残 高	貸出金 に占め る割合	貸出金 残 高	貸出金 に占め る割合
破綻先債権	3,385	9.08	3,698	10.10	1,163	2.32
延滞債権	3,435	9.22	4,932	13.46	4,402	8.78
3ヵ月以上延滞債権	44	0.12	44	0.12	195	0.39
貸出条件緩和債権	1,730	4.64	2,607	7.12	2,239	4.46
合 計	8,595	23.06	11,282	30.80	8,000	15.95

<金融再生法の開示債権>

(単位：百万円、%)

	平成12年3月期		平成13年3月期		業界平均(平成13年3月期)	
	金額	債権の占める割合	金額	債権の占める割合	金額	債権の占める割合
破産更生債権等	6,191	16.05	8,017	21.17	3,310	6.25
危険債権	1,356	3.51	1,358	3.59	2,509	4.73
要管理債権	1,774	4.60	2,651	7.00	2,382	4.49
正常債権	29,263	75.84	25,847	68.24	44,816	84.53
合計	38,586	100.00	37,874	100.00	53,019	100.00

6. 関係会社の状況

関係会社については、事業譲渡するまでに清算する方針であります。

会社名	主な業務内容
(有)商工振興	①不動産の所有、売買、管理、委託売買、賃貸並びに仲介 ②損害保険代理業 ③駐車場の経営

Ⅲ.事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1) 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持および当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

(3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

(4) 地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないように配慮いたします。

(5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

(6) 責任追及体制の確立

預金保険法第83条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

2. 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、業務の円滑な譲渡および善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

3. 事業譲渡の見込み

事業譲渡を行う相手先については、信用組合としての事業特性や地域経済及び、善意かつ健全な中小零細企業者を中心とする取引先への配慮を念頭に置き要請を行ってきたところ、小樽信用金庫から事業譲受の意向が示され、平成13年12月14日に同金庫と事業譲渡契約書を締結しております。今後も早期に事業譲渡ができるよう努力してまいります。